

発議第 8 号

地域交通の充実に向けたライドシェアの実現を求める意見書

地方自治法第99条及び松伏町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 2 5 日提出

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 松伏町議会議員 | 高 野 祐 大 |
| 賛成者 | 松伏町議会議員 | 福 井 和 義 |
| 賛成者 | 松伏町議会議員 | 川 上 力   |

松伏町議会議長 増 田 等 様

## 地域交通の充実にに向けたライドシェアの実現を求める意見書

少子高齢社会が急速に進展する中、タクシーやその他の Door-to-Door の個別輸送機関は、地域交通の一翼を担う重要な要素であると認識されています。

近年では、高齢者ドライバーによる自家用車の運転に関連する事故が増加しています。しかしながら、自家用車による移動が事実上の唯一の選択肢となる地域では、免許の返納がモビリティの確保に影響を及ぼす問題があります。また、国内で人手不足が問題視される中、タクシーサービスは利用しづらい状況があります。

我が国では、自家用有償旅客運送制度が存在しますが、地元の交通事業者との合意形成が難しいことや、導入済み地域においても運用上の課題が指摘されています。また、国家戦略特区法に基づく自家用自動車の活用拡大は、観光客向けのものであり、地域住民向けの制度ではありません。

一方、海外では特に米国を中心に、ライドシェアが普及しています。これにより、家庭ごとに保有されている車の余剰時間を利用し、高齢者や早朝・深夜のモビリティを確保するとともに、需要と供給の調和が図られています。このシェアリングエコノミーの普及は、助け合いの社会モデルを構築し、広範な社会的利益をもたらしています。ライドシェアは、消費者利便性の向上、新たな働き方の促進、スマートシティの実現など、多くのメリットを提供する可能性があります。

以上を踏まえ、国会および政府において以下の措置を講じるよう強く要望いたします。

### 記

地域交通の充実にに向けた日本版ライドシェアの制度設計を検証し、その検証結果を踏まえ、必要な措置を取り、実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

令和5年9月25日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

|                        |         |
|------------------------|---------|
| 内閣総理大臣                 | 岸田 文雄 様 |
| 衆議院議長                  | 細田 博之 様 |
| 参議院議長                  | 尾辻 秀久 様 |
| 国土交通大臣                 | 斉藤 鉄夫 様 |
| デジタル大臣兼内閣府特命担当大臣（規制改革） | 河野 太郎 様 |
| 国家公安委員会委員長             | 松村 祥史 様 |